

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請要領

令和5・6年度において根室北部消防事務組合が発注する建設工事、測量、工事に係る調査・設計等、物品の購入・役務の提供等の契約に係る競争入札に参加するためには、あらかじめ組合に申請を行い、競争入札への参加資格を取得することが必要です。ただし、当組合の構成町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）において入札参加資格を有する方については、申請及び審査を省略することができます。

申請する方（個人を含む。）は、下記の申請に必要な資格、申請方法等に留意のうえ、申請書を提出してください。なお、申請書の内容の一部は、競争入札参加資格者名簿として公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

また、資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご注意ください。

1 申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

令和5年1月11日（水）から令和5年2月24日（金）

持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

(2) 申請の方法

ア 申請書は、郵送又は持参により提出してください。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行いませんので、極力、郵送により提出するようお願いいたします。

イ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記した封筒（長形3号・A4判三つ折用）に84円切手を貼付して申請書と一緒に提出してください。

ウ 申請書と添付書類を1冊のフラットファイル（A4縦、色・留め具指定なし）に綴じてください。

エ 複数の申請区分に申請する場合は、区分ごとにインデックス等で整理してください。なお、共通書類は1部を添付してください。

(3) 申請書の送付先（郵送の場合）

〒086-1164 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 根室北部消防事務組合消防本部管理課財政係

(4) 申請書の提出先（持参の場合）

根室北部消防事務組合消防本部管理課財政係

2 申請

(1) 申請様式

申請には次の書類を確認又は使用してください。

ア 提出書類一覧表兼チェックシート（各申請区分共通）

イ 納税（完納）証明書提出一覧表

ウ 競争入札参加資格審査申請書類の綴り方

エ 返信用封筒の作成例

(2) 共通

各申請書類に共通する申請書類です。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

必ず申請書類の先頭に綴って提出してください。

イ 年間委任状

支店等に契約等の権限を委任する場合に提出してください。（任意様式可）

ウ 町税等納税状況確認同意書

中標津町、標津町、別海町、羅臼町に納付すべき町税がある場合に提出してください。

エ 誓約書

必ず提出してください。

オ 中小企業組合等組合員名簿

申請者が中小企業組合等の場合に提出してください。

(3) 建設工事、測量、工事に係る調査・設計等

ア 一般社団法人北海道土木協会発行の北海道統一様式（市町村用）を使用してください。

北海道統一様式については一般社団法人北海道土木協会（TEL 011-271-3681 FAX 011-271-7656）へお問い合わせください。

イ 添付書類（根室北部消防事務組合様式）

総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無に「無」がある場合は、別紙の「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類について」を確認のうえ必要書類を提出してください。

(4) 物品の購入・役務の提供等

根室北部消防事務組合の様式を使用してください。

なお、様式の入手方法は、次のいずれかとします。

ア インターネットによる根室北部消防事務組合ホームページからダウンロードする。

ホームページアドレス <https://nemuro-hokubu.com>

イ 根室北部消防事務組合消防本部管理課財政係から郵送により受け取る。

返信先の宛名を明記した封筒（角形2号A4サイズ）と切手140円分を同封

ウ 根室北部消防事務組合消防本部管理課財政係で直接受け取る。

エ 申請書類

① 申請書付票（1）～（6）（様式第8号）

必ず提出してください。

② 有資格者名簿（道内関係分）（様式第9号）

必ず提出してください。

③ 直前2年間の主な契約（取引）実績（様式第10号）

必ず提出してください。

④ 車両整備関係調査票（様式第11号）

「車両修繕」を申請する場合に提出してください。

⑤ 機械器具整備等状況調査票（様式第12号）

「印刷物の製造」を申請する場合に提出してください。

⑥ 印刷工場内部見取図（様式第13号）

「印刷物の製造」を申請する場合に提出してください。

⑦ 申請事業表（様式第14号）

「建築物管理業務」を申請する場合に提出してください。

⑧ 申請事業に従事する役員・従業員調（様式第15号）

「建築物管理業務」を申請する場合に提出してください。

(5) 申請に当たっては次の書類を参照してください。

ア 業種別分類表

申請書作成に当たって参照してください。

イ 事業別提出書類一覧表

「建築物管理業務」を申請する場合に該当する書類を提出してください。

3 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

4 審査基準日

資格審査の基準日（審査基準日）は、令和5年1月1日です。

5 資格要件

(1) 基本的資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 国税、都道府県税及び市町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者でないこと。

エ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

(2) 建設工事の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、それぞれの資格に対応する建設業の許可（建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可）を受けており、かつ、当該許可を受けてから2年以上当該事業を営んでいること。
- イ それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その通知の基準日（＝決算日）が令和3年9月2日以降の日のものであって最新のものであること。
- ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。
（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していることとなります。）
- エ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のないものについてはこの限りでない。

(3) 測量、工事に係る調査・設計等の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上（令和4年1月1日以前から）その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）にその事業に係る事業高を有していること。
- ウ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）
- エ 測量又は建築設計の資格を希望する場合は、アからウまでの要件に加えて次の要件を満たしていなければなりません。
 - (ア) 測量 測量法の規定による測量業者の登録を受けていること。
 - (イ) 建築設計 建築士法の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
ただし、建築設備設計のみを業とする者については、この限りでない。

(4) 物品の購入・役務の提供等の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き2年以上（令和3年1月1日以前から）その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 事業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有していること。
- エ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合は、その人数を有していること。）

6 審査結果の通知

審査の結果、資格が認定された場合は特に通知はしませんので、特段の通知（不認定通知等の通知）がない限りは、競争入札参加資格者名簿に登録されたものと理解してください。この場合、申請書受付後に郵送される「申請書受理票（兼認定通知）」が、資格が認定されたことを証する書類ですので、大切に保管してください。

7 変更届等

申請書受理後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届に必要な書類を添付のうえ、提出してください。

なお、有効期間中の申請業種の変更・追加等は認められませんので、注意してください。

8 その他

今回は定期受付となりますので、現在資格を有している方を含め、資格取得を希望されるすべての方の申請が必要です。

【問合せ先】

根室北部消防事務組合 消防本部 管理課 財政係
〒086-1164 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 電話 0153-72-9114